

岩手県告示第622号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成23年10月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除予定保安林の所在場所 遠野市宮守町上鱒沢6地割48の4・48の7・9地割111の2・10地割1の2・綾織町下綾織37地割205の2（以上5筆国有林）・宮守町上鱒沢7地割36の3・綾織町下綾織37地割119の2・206の2・綾織町新里23地割53の2・85の10（以上5筆国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

備考 「次の図」は、省略し、その図面を岩手県農林水産部森林保全課及び遠野市役所に備えておいて縦覧に供する。